

## 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の概要

### 【背景】

少子高齢化の進展(労働力人口の減少)の中での高齢労働力の活用  
<経済社会の活力の維持>

年金支給開始年齢の引上げの中での、生計維持のための収入確保、社会保障制度の支え手の確保

高齢者が社会の支え手として活躍できるよう  
65歳まで働く労働市場の整備が必要

### 【改正の内容】

#### ① 65歳までの雇用の確保

- 65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を求める。
- ただし、労使協定により継続雇用制度の対象となる労働者に係る基準を定めたときは、希望者全員を対象としない制度も可能とする。
- なお、施行より政令で定める日までの間(当面、大企業は平成21年3月31日まで、中小企業(常時雇用する労働者数が300人以下の企業)は平成23年3月31日まで)は、労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とする。
- 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の年齢は年金支給開始年齢の引上げに合わせ、2013年度(平成25年度)までに段階的に引き上げる。

#### ② 中高年齢者の再就職の促進

- 労働者の募集・採用にあたって、事業主が上限年齢を設定する場合に、書面等により、その理由の明示を求める。
- 事業主都合で離職を余儀なくされる高年齢者等に対して、事業主がその職務経歴や能力等を記載した書面を交付することを求める。

#### ③ 多様な就業機会の確保

- シルバー人材センターが臨時の短期的な又は軽易な業務に係る労働者派遣事業を行う場合について、特例(許可を届出とする)を設ける。

### 【施行期日】

- ②及び③については、平成16年12月1日
- ①については、平成18年4月1日

## 65歳雇用導入プロジェクト（仮称）の創設

### 1 趣旨・目的

先の通常国会で成立した改正高年齢者雇用安定法においては、事業主は、年金の支給開始年齢の引上げにあわせ、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を講じなければならないこととしたところである（平成18年4月施行。平成25年までの段階的実施。）。

各企業において、当該措置を確實に講じていくためには、労使間で賃金、労働時間、働き方などについて十分に話し合い、賃金・人事待遇制度の見直し等に取り組むことが必要であると考えられることから、各企業において、賃金・人事待遇制度の見直し等を行いつつ、65歳までの継続雇用制度等を導入するよう、事業主団体を通じた支援を行うとともに、平成17年度中には、すべての企業において高年齢者雇用確保措置を講じているよう、必要な周知啓発、指導援助等を行うこととする（「65歳継続雇用達成事業」の抜本的強化）。

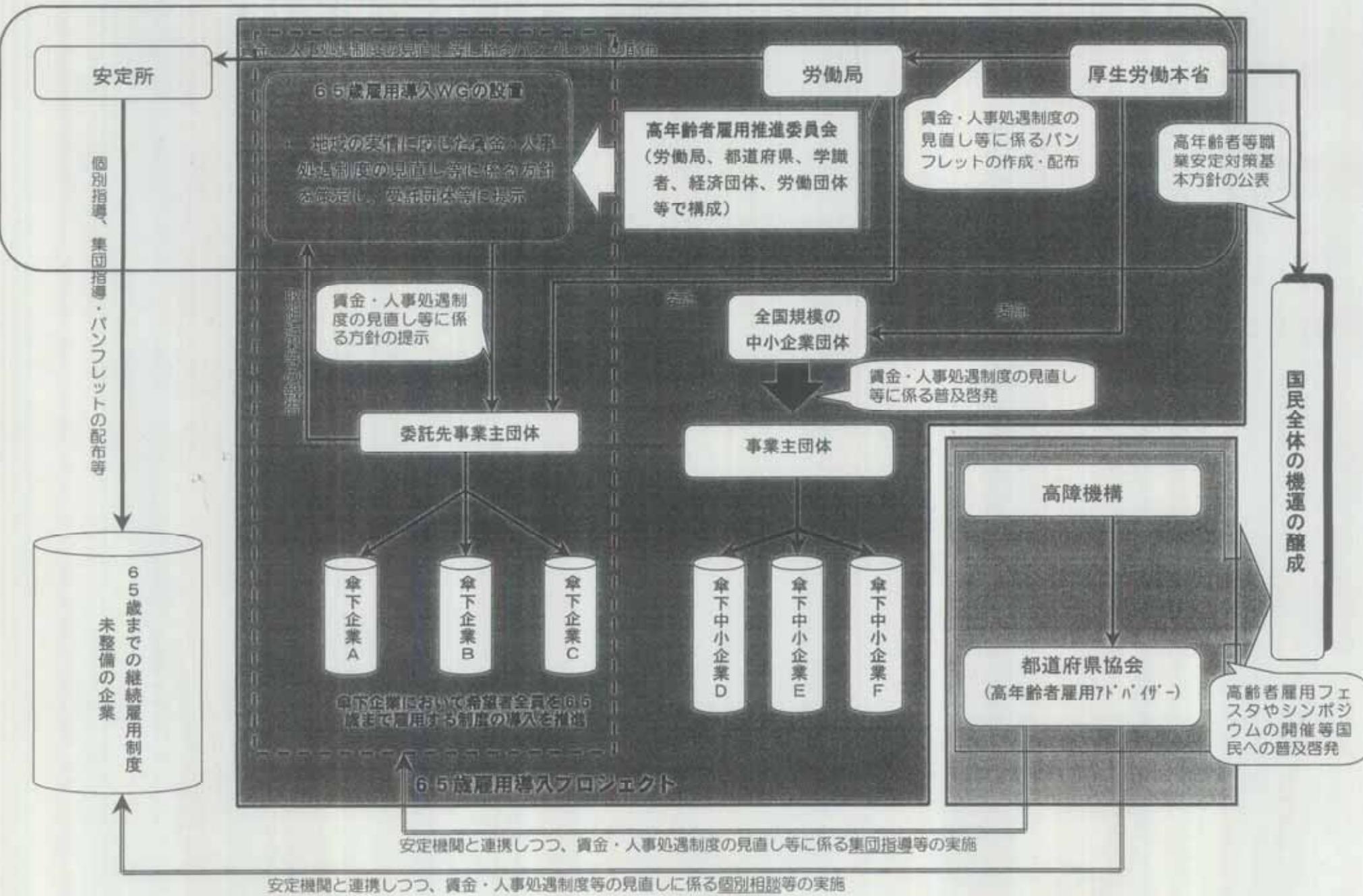
### 2 事業の内容

- (1) 国（労働局）において、「高年齢者雇用推進委員会」（行政・労使団体等で構成）の下に、「65歳雇用導入WG」を設置し、賃金・人事待遇制度の見直し等に係る方針を策定。（2）で委託する団体に提示する。
- (2) 高年齢者の継続雇用に取り組む地域の事業主団体を2団体程度／都道府県選定。委託された団体においては、(1)で策定された方針の下、65歳までの継続雇用制度の導入や賃金・人事待遇制度の見直し等に係る実施計画を策定し、傘下企業に対して周知啓発を行う。傘下の各企業においては、必要な環境整備を行った後、具体的な制度導入に取り組む（原則として2年計画で実施）。
- ※ 「65歳継続雇用達成事業」（15年度より実施）の委託団体及びその傘下企業に対しても、(1)で策定された方針を提示して、適宜、賃金・人事待遇制度の見直し等を図ることができるよう援助。
- (3) また、事業主の取組を促すための企業の視点を踏まえた普及啓発を行うとともに、高年齢者雇用確保措置に係るリーフレット等を作成し、そのリーフレット等を活用して、(2)で委託する団体の傘下企業以外のすべての企業に対して、集団指導等を行う。

### 3 平成17年度予定額

18.2億円（平成16年度予算額10.7億円）

平成17年度 高年齢者雇用確保措置の実施義務化に向けた普及と充等の在り方について（案）



## シルバー人材センター事業の拡充

### 1 趣旨・目的

定年退職後等に、臨時的かつ短期的な就業等を希望する高年齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供し、もって高年齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する。

### 2 事業の概要

#### (1) 仕組み

##### ア 事業内容

シルバー人材センターは、家庭、事業所、官公庁から、地域社会に密着した臨時のかつ短期的な仕事等を有償で請け負い、これを希望する会員に提供する。会員は実績に応じて一定の報酬（配分金）を受ける。

〔シルバー人材センターで取り扱う仕事の例〕

パソコン入力、宛て名書き、公園管理、自転車置き場管理、植木の剪定、障子・模張り、清掃、観光案内、福祉・家事援助サービス等

##### イ 会員

60歳以上の健康で就業意欲のある高年齢者

シルバー人材センターを会員とした都道府県単位の組織であるシルバー人材センター連合が47都道府県に設置され、都道府県下全域を対象としたシルバー人材センター事業の普及啓発活動、研修・講習、広域的な仕事の確保・提供に係る業務調整等を行っている。

#### (2) 現状（平成16年3月末日現在）

ア 団体数  
イ 会員数

1,866団体  
約76万人

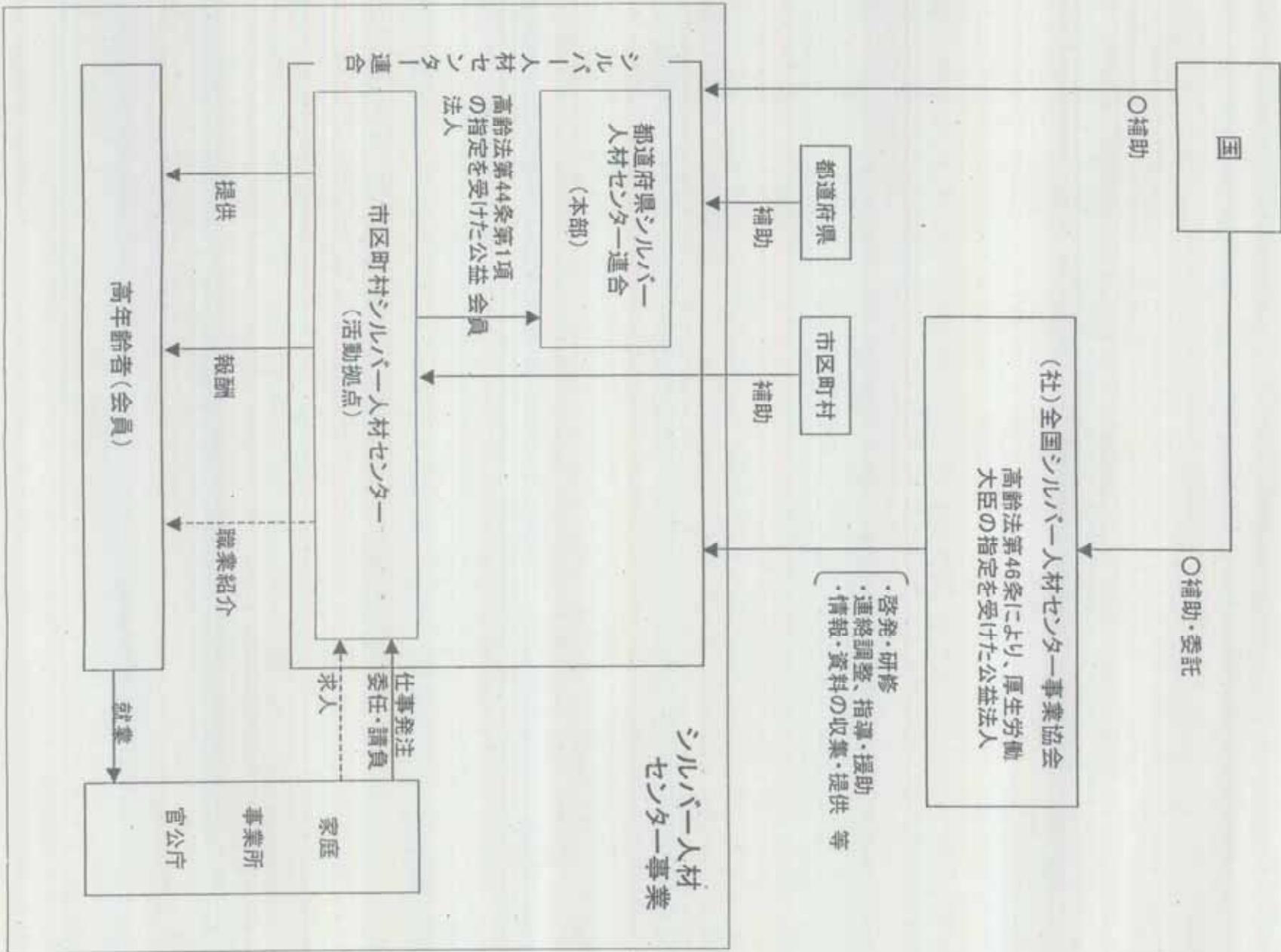
### 3 拡充の内容

シルバー人材センターの運営の自立化を推進しつつ、少子・高齢化の急速な進展に対応する高齢者活用子育て支援事業、高齢者の多様な就業・社会参加ニーズに対応するワンストップサービス機能を備えた総合就労支援センターとしての役割を担うための地域高齢者社会参加促進事業等の推進を図り、高齢者のニーズに的確に対応した就業機会を安定的に確保提供する体制を構築していくこととする。

### 4 平成17年度予定額

1,41億円	○運営費補助
(一般会計)	○介護サービス促進事業
(平成16年度予算額1,41億円)	○高齢者生活援助サービス事業 (拡充) (423→432拠点)
	○高齢者活用子育て支援事業 (拡充) (235→267拠点)
	○地域高齢者社会参加促進事業 (拡充) (67→83拠点)
	○社団法人全国シルバー人材センター事業協会補助
	○その他 (国指導費)

シルバーパートナーセンター事業概要図



----- は無料職業紹介